

上里町コミュニティ花いっぱい運動推進事業費助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、花や緑の景観づくりや、地域コミュニティの活性化を促進するため、住民団体等が自主的に行う花いっぱい運動に対し、毎年度予算の範囲内において助成金を交付する。

(助成対象事業等)

第2条 助成金の交付対象事業は、花いっぱい運動とする。なお、対象経費及び助成額等は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町等他の団体等が補助する花いっぱい運動に係る事業経費は、助成金交付の対象としない。

(交付の申請)

第3条 住民団体等の代表者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付を受けようとするときは、様式第1号の助成金交付申請書を上里町コミュニティ協議会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第4条 会長は、助成金の交付の申請があったときは、内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、様式第2号の助成金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(請求書の提出)

第5条 助成事業者は、助成金の交付決定の通知を受けたときは、様式第3-1号を、助成金の交付確定の通知を受けたときは、様式第3-2号により、会長に対して支払いを請求するものとする。

(事業内容の変更等)

第6条 助成事業者は、助成金の交付にかかる事業の内容を著しく変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、様式第4号の承認申請書により会長の承認を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の承認申請があったときは、内容を審査し承認すべきものと認めるときは、様式第5号又は様式第6号により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、様式第7号の事業実績報告書を事業の完了（事業年度の完了を含む）後25日以内に会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定及び返還)

第8条 会長は、前条の事業実績報告書を受領したときは、内容を審査の上、助成金の額を確定し、様式第8号の助成金確定通知書により助成事業者に通知するものとする。

- 2 会長は、助成金の額を確定した場合において、既に確定額を超える助成金が支払われている場合は、期限を定めて返還させるものとする。

(書類の整備等)

第9条 助成事業者は、助成事業にかかる収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管して置かなければならない。

(状況報告及び立入検査)

第10条 助成事業者は、会長の要求があったときは、事業の実施状況について、当該要求にかかる事項を書面で会長に報告しなければならない。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、助成事業者の事務所等に事務局員を立ち入らせ、帳簿、書類その他物件を検査することができる。

(準用規定)

第11条 助成金の交付に関してこの要領に定めのない場合は、補助金等の交付手続き等に関する規則（平成3年上里町規則第7号）の規定を準用する。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関して、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。